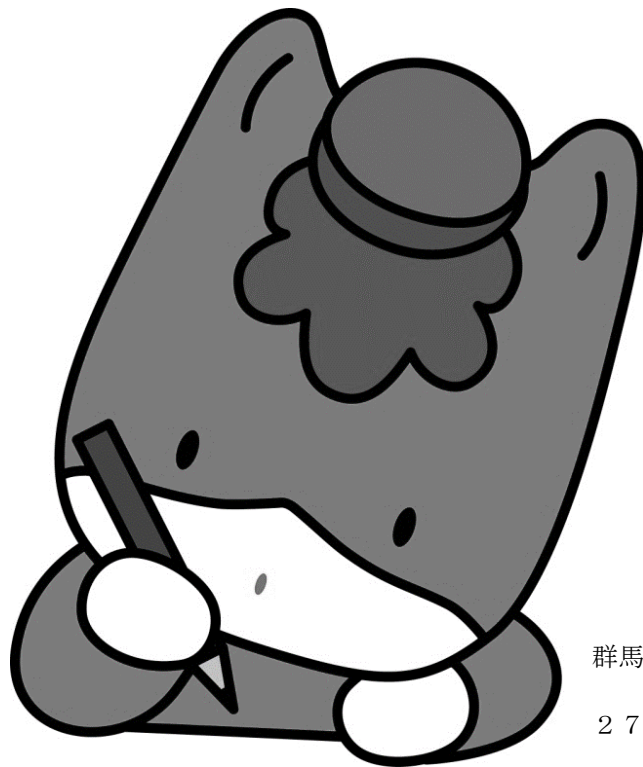


成年後見人Q&A



群馬県のマスコット「ぐんまちゃん」

27-181116

前橋家庭裁判所

(令和2年度)

目 次

成年後見人

(項 目)	(ページ)
Q1 後見人の仕事と証明方法	1
後見人に選任されましたが、後見人とはどのような仕事をするのでしょうか。また、後見人であることの証明を求められたときは、どうすればよいのでしょうか。	
Q2 家庭裁判所との関係	2
後見人になったら、家庭裁判所に何か報告しなければならないのでしょうか。また、家庭裁判所に呼ばれることがあるのでしょうか。 後見人又は本人の住所・氏名に変更があった場合はどうすればよいのでしょうか。	
Q3 後見人の責任	3
後見人としての責任を問われる場合として、どのような場合がありますか。	
Q4 後見人の最初の仕事(初回報告)	4
後見人に選任されました。まず最初にすることは何でしょうか。	
Q5 本人の収入・支出の計画	6
本人の療養看護費など、必要となる費用を予定しなければならないそうですが、どのようにすればよいのでしょうか。	
Q6 本人の収入・支出の管理	7
本人の収入・支出はどのように管理すればよいのでしょうか。 どのような資料を残しておけばよいのでしょうか。	

Q7 預貯金の管理の仕方	8
預貯金の預け方，管理の仕方では注意すべきことは何でしょうか。	
Q8 本人の財産から支出できるもの	9
本人の財産から支出できるものとしては，どのようなものがありますか。	
Q9 本人の財産の処分	11
本人の財産を処分したいのですが，どうしたらよいでしょうか。	
Q10 本人の居住用不動産の処分	12
本人の居住用不動産を処分（売却，賃貸，賃貸借の解除，抵当権の設定等）したいのですが，どうしたらよいでしょうか。	
Q11 後見事務報告について(定期報告)	13
家庭裁判所への後見事務報告はどのようにすればよいでしょうか。	
Q12 本人と利益が相反する場合	14
後見人は本人と兄弟姉妹ですが，亡くなった父の遺産分割協議はどのようにすればよいでしょうか。	
また，後見人が銀行からお金を借り入れるために本人の不動産に抵当権を設定したいのですが，どうすればよいでしょうか。	
Q13 後見人の報酬	15
後見人に報酬はないのでしょうか。	
Q14 後見人の辞任	16
高齢や病気のため，後見人の仕事をするのが困難になった場合は，どうすればよいのでしょうか。	

Q15 後見終了時等にしなければならないこと 17

本人が死亡したり，後見人を辞めたりしたときは，どうすればよいでしょうか。

Q16 後見制度支援信託及び後見制度支援預金について 18

後見制度支援信託及び後見制度支援預金とはどのような仕組みですか。

連絡先一覧 20



Q1 後見人の仕事と証明方法

後見人に選任されましたが、後見人とはどのような仕事をするのでしょうか。また、後見人であることの証明を求められたときは、どうすればよいのでしょうか。

A 後見人は、「本人の治療・介護に関する契約の締結」や「本人の財産の管理」をし、行った職務の内容を家庭裁判所又は後見監督人に報告します。後見人であることの証明は、東京法務局後見登録課又は全国の法務局・地方法務局の本局の戸籍課に申請し、登記事項証明書の交付を受けて、これを提示します（「連絡先一覧」を参照してください。）。

認知症，知的障害，精神障害などの精神上の障害により判断能力を欠く方（本人）は，自分で治療や介護を受ける契約を結ぶことができませんし，自分の財産を適切に管理することができません。そのような状態を放っておくと，十分な治療や介護が受けられなくなったり，財産が失われてしまうおそれがあります。そこで，このような方に代わって治療や介護を受ける契約を締結したり，財産を管理する人が必要になります。この役割を果たすのが後見人です。

家庭裁判所は，このような目的から，本人の生活や財産の状況，後見人候補者のこれまでの経歴，本人との関係（特に利害が対立するかどうか。）など，さまざまな事情を考慮し，本人のために誠実にその職務を果たすことができるかどうかを判断して，後見人を選任しています。後見人とは，このように家庭裁判所から選任され，家庭裁判所と協力し合って，本人のために働いていただく，本人にとってなくてはならない方です。

したがって，後見人は，本人の財産に関する法律行為について包括的に代理する権限を有し，これに対応して，本人の財産の全面的な管理権を有します。このような後見人の行うべき行為は本人の治療や介護など身上に関連する事項が多いので，後見人は，職務の遂行に当たっては，本人の心身の状態及び生活の状況に十分配慮しなければなりません。他方，後見人は，その職務の重大性から，重い責任も課せられています（Q3を参照してください。）。

Q2 家庭裁判所との関係

後見人になったら、家庭裁判所に何か報告しなければならないのでしょうか。また、家庭裁判所に呼ばれることがあるのでしょうか。

後見人又は本人の住所・氏名に変更があった場合はどうすればよいのでしょうか。

A 後見人になると、まず、財産目録等を作成して、家庭裁判所又は後見監督人に提出しなければなりません(Q4を参照してください。)。その後は、定期的に書面で報告していただきます。家庭裁判所に出向いて説明するように求められることもあります。

また、後見人又は本人が転居したり、氏名が変わったりした場合は、家庭裁判所に報告するとともに、東京法務局後見登録課に変更の登記申請をしなければなりません(「連絡先一覧」を参照してください。)

後見事務は、本人に適切な療養看護を受けさせ、その財産を適正に維持管理するために行われるもので、後見人と家庭裁判所又は後見監督人が協力する必要があります。そのため、後見人は、必要に応じて、家庭裁判所に対し連絡や相談をしていただくとともに、家庭裁判所や家庭裁判所から選任された後見監督人の監督を受けることになっています。これを後見監督といいます。具体的には、家庭裁判所や後見監督人に対し、本人の治療や介護はどのようにされているか、その財産管理の現状はどのようになっているかなどを定期的に書面で報告していただきます。また、必要に応じて、口頭による説明を求められることもあります。そのため、後見人は、日ごろから、自分が行った職務の内容を記録にとどめるとともに、金銭を支出したことを裏付ける領収書等の資料を残すなどして、家庭裁判所や後見監督人にその内容を報告できるようにしておく必要があります(Q4, Q6, Q11を参照してください。)

Q3 後見人の責任

後見人としての責任を問われる場合として、どのような場合がありますか。

A 後見人に不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときには、家庭裁判所が後見人解任の審判をすることがあります。また、これとは別に、不正な行為によって本人に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければなりません。業務上横領罪等の刑事責任を問われることもあります。

1 「不正な行為」「著しい不行跡」及び「その他後見の任務に適しない事由」について

後見人の解任事由である「不正な行為」とは、違法な行為又は社会的に見て非難されるべき行為をいいます。例えば、後見人が本人の財産を横領する行為等がこれに当たります。「著しい不行跡」とは、品行がはなはだしく悪いことをいいます。また、「その他後見の任務に適しない事由」とは、後見人の権限を濫用したり、不適当な方法で財産を管理したり、任務を怠った場合をいいます。家庭裁判所から後見事務の報告を求められたにもかかわらず、応じない場合も任務を怠った場合に該当します。

2 民事上の責任

後見人は、本人のため、十分な注意を払って、誠実にその職務を遂行する義務を負っていますので、故意又は過失によって本人に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければなりません。

3 刑事上の責任

後見人が本人の財産を横領した場合には、たとえ家族であったとしても業務上横領罪等の刑事責任を問われることもあります。

Q4 後見人の最初の仕事(初回報告)

後見人に選任されました。まず最初にすることは何でしょうか。

A 本人の財産(不動産, 預貯金, 現金, 株式, 保険等), 収入(給料, 年金等), 支出, 負債としてどのようなものがあるかなどを調査し, 年間の収支予定を立てた上で, 財産目録及び年間収支予定表を作成して, 指定された期間内に家庭裁判所又は後見監督人に提出してください。なお, 財産目録の家庭裁判所への提出が終わるまでは急迫の必要がある行為しかできませんので, 御注意ください。

- 1 後見人が本人の財産を適正に管理していくためには, まず最初に, 本人の財産の内容を正確に把握しておくことが必要です。後見人に選任されたら, 速やかに, 本人の財産の内容・収支状況を調査してください。
- 2 後見人に選任された方は, 「財産目録」及び「本人の年間収支予定表」に調査した結果を, 不動産は全部事項証明書(登記簿謄本), 預貯金は通帳等, それぞれの資料に基づいて, 正確に記入してください。

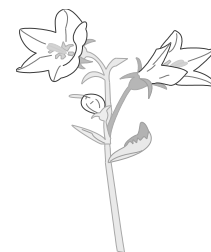
財産が多い場合や, その権利関係が複雑である場合には, 独自の用紙を使って記載すべき内容を書いていただいてもかまいません。ただし, 用紙の大きさはA4判としてください。パソコン等を利用して作成いただければ, 今後の財産管理が容易になると思います。

なお, 報告の際は, 不動産の全部事項証明書(登記簿謄本, ただし権利関係に変動があった場合に限る。), 預貯金通帳や保険証券等のコピーなど, 本人の財産に関する資料も, 併せて家庭裁判所に提出してください(預貯金通帳や保険証券等は原本を確認する場合がありますので, 絶対に廃棄したり処分したりせず, 常に整理・保管しておいてください。)

- 3 また, これまでは後見人以外の方が本人の財産を事実上管理していたという場合には, その方から, 速やかにその財産に関する通帳, 証書, 資料等の引継ぎを受けてください。
- 4 なお, 後見監督人が選任されていて, 後見人が本人に対し, 債権を有し, 又は債務を負っている場合には, 後見人は, その財産の調査に着手する前に債権又は債務があることを後見監督人に申し出なければならないとされています(民法855条1項)。

後見監督人との関係について

営業や民法13条1項に定める行為については、後見監督人の同意がなければ、取消しの対象となります。しかし、本人に関する定期的な支出まで、その都度後見監督人の同意を得なければならないとすれば、お互いに大きな負担となります。このような場合は、あらかじめ後見監督人と相談し、適正な定期報告と引き換えに追認を得たことにするなど、取り決めておいたほうがよいと思われます。一方、重要な法律行為については、書面による後見監督人の同意を得るようにしてください。



Q5 本人の収入・支出の計画

本人の療養看護費など、必要となる費用を予定しなければならない
そうですが、どのようにすればよいのでしょうか。

A 年間の収入と支出の見込みを明らかにしてこれを対比し、本人が適切な療養看護を受けることができるように、中長期的展望に立って、できるだけ本人の利益になるように計画を立ててください。

後見人に選任されたら、まず本人の財産、負債、収入と支出を把握してください（Q4を参照してください。）。その上で、年金などの決まった収入、医療費や税金などの決まった支出を計上し、年間の計画を立ててください。収入の範囲内で療養看護費がまかなえるのか、又は収入より支出が多いため預貯金の取崩し等を考えなければならないのかを見極めてください。

「本人の年間収支予定表」を作成する場合には、まずお手元に年金額通知書や給与明細書、税金の納付書などを置いて、「1 本人の定期的な収入」、「2 本人の定期的な支出」の欄の各項目にしたがって、金額を記入してください。収入の合計欄と支出の合計欄を見比べてみると、収支が黒字になるのか赤字になるのかについてのおおよその見当がつきます。赤字が予想される場合は、今一度支出を見直し、どうしても赤字が避けられない場合は、預貯金の取崩し等について、特に慎重に予定を立ててください。

Q6 本人の収入・支出の管理

本人の収入・支出はどのように管理すればよいのでしょうか。どのような資料を残しておけばよいのでしょうか。

A 本人の収入・支出を、他人(後見人・親族等)のそれと区別して管理してください。収入・支出はできる限り預貯金通帳に反映させるようにし、現金で管理している部分については、現金出納帳をつけるようにしてください。また、個々の収支を裏付ける領収書、レシート等を残しておいてください。

- 1 後見人に選任された方が、本人の親族である場合もありますが、後見人となった以上、本人の財産は、あくまで「他人の財産」であるという意識を持っていただく必要があります。後見人や第三者の財産と本人のそれとを混同しないようにしてください。ある財産が本人のものか後見人のものか明らかでないというときには、後見人の勝手な判断で、本人名義の財産を後見人名義に変更したりせず、その財産の管理方法について、家庭裁判所に相談してください。
- 2 収支については、なるべく預貯金通帳で管理することをおすすめします。口座振込などをできる限り利用し、収入と支出を預貯金通帳に反映するように心がけてください。その上で現金で管理している部分については、現金出納帳をつけてください。
- 3 現金出納帳は、必要に応じて家庭裁判所に提示していただくことがあります。また、個々の収支を裏付ける領収書、レシート等も提示していただくことがありますので、保管しておいてください（Q11を参照してください。）。

Q7 預貯金の管理の仕方

預貯金の預け方，管理の仕方では注意すべきことは何でしょうか。

A 安全確実な種類の預貯金とし，預貯金の名義は本人名義か又は「甲山太郎（本人名）成年後見人乙山花子（後見人名）」という名義にしてください。

- 1 本人の財産管理は安全確実であることが基本です。元本保証のない投機的な運用（株式購入，投資信託，外貨預金など）は絶対に避けてください。現金は盗難や紛失のおそれがあるので，多額の現金を保有することは避け，必ず預貯金で保管するようにしてください。
- 2 定期的な収入・支出については，なるべく一つの口座で入金や自動引落しがされるようにしておくと，定期的な収支が一通の通帳によって把握できて便利です。預貯金の口座が多数にわたっていたり，預け替えが頻繁であったりすると，預貯金を管理していく上で，どうしても過誤が多くなります。また，後見事務報告の際，全預貯金の口座及びその残高を書面に記載していただいたり，全預貯金の通帳の写しを提出していただいたりする必要があります（Q11を参照してください。）ので，預貯金の口座が多数ありますと，資料作成に多大な労力を要することになります。
- 3 預貯金の名義は，後見人個人や第三者の名義にせず，①又は②の名義にしてください。

① 本人の名義

② 「甲山太郎 成年後見人 乙山花子」名義

（本人名）

（後見人名）

（後見人が管理する本人の預貯金であることを明確にするため）

このような名義で口座を開設するためには，金融機関から以下の書類の提出を求められる場合があります。

- ・ 各金融機関で用意している届出書
- ・ 成年後見等に関する「登記事項証明書」

なお，金融機関によってはこのほかに書類の提出を求められることがありますので，詳しいことは各金融機関にお問い合わせください。

Q8 本人の財産から支出できるもの

本人の財産から支出できるものとしては、どのようなものがありますか。

A 原則として、本人自身のための支出に限られます。そのため、本人の財産をその配偶者や子、孫などに贈与したり、貸し付けたりすることは、たとえ税法上の優遇措置があったとしても、原則として認められません。相続税対策を目的とする贈与等についても同様です。ただし、本人が扶養義務を負っている配偶者や未成年の子などの生活費については、適正な範囲内で支出できますし、本人が負っている債務の弁済金、後見人がその職務を遂行するために必要な経費は支出できます。

1 本人の生活費

まず、本人自身の食費、被服費、医療費等、本人自身の生活に必要な費用については、本人の財産から支出することができます。

ただし、本人の収入・資産等に照らして相当と認められる範囲内という制約があります。その時点では本人に十分な資産があると思われる場合でも、将来収入が減ったり、思いもかけない支出が必要になったりすることも考えられます。したがって、後見人としては、本人の財産の総額、今後の収入の見込み、支出の必要性、金額等を十分検討し、中長期的な展望に立って、その支出が相当かどうかを判断しなければなりません。

2 本人の被扶養者の生活費

本人に一定の収入や資産があり、収入がない配偶者や未成年の子がいる場合には、本人は、配偶者や子に対して扶養義務を負っていることとなります。

そのため、配偶者や子の生活費について、適正な範囲内で本人の財産から支出することができます。適正な範囲の額については、上記の基準を参考にその必要性や相当性を判断してください。

3 本人の負っている債務の弁済

本人が第三者に対して債務を負っている場合には、後見人として当然本人の財産から弁済しなければなりません。

ただし、債務といっても、例えば本人が経済的に困っていた時期に身内から証書等も作らず受け取った金員など、贈与（もらったもの）なのか借入金（返すべきもの）なのか、法律的な趣旨があいまいなものもあります。

したがって、債務について証書等が残っていない場合は、本人が本当に債務を負っているかどうか十分確認する必要があります。そういった事情がある場合には、弁済する前に家庭裁判所又は後見監督人に相談してください。

4 後見事務遂行のための経費

後見人がその職務を遂行するために必要な経費は、本人の財産から支出することができます。例えば、後見人が本人との面会や金融機関に行くための交通費、本人の財産の収支を記録するために必要な文房具、コピー代等がそれに当たります。ただし、これらについても、支出の必要性、本人の財産の総額等に照らして相当な範囲に限られます。したがって、例えば、交通費は、原則として電車やバスといった公共の交通機関の料金に限られ、高額なタクシー代等については、特別の事情がない限り認められないこととなりますから、注意してください。

5 その他

上記1から4まで以外であったとしても、本人の財産からの支出が一切認められないというわけではありません。例えば、親族や親しい友人の慶弔の際に支払う香典や祝儀等については、常識的な範囲内で本人の財産の中から支出してもよい場合があります。ただし、これらの支出の必要性、相当性については、本人の生活費や必要経費よりもいっそう慎重な判断が必要です。また、本人のために自宅を修理・改築したい、本人の送迎のために自動車を購入したいといった場合など、多額の支出が見込まれる場合は、家庭裁判所又は後見監督人に相談してください。

Q9 本人の財産の処分

本人の財産を処分したいのですが，どうしたらよいでしょうか。

A 本人の財産を処分する必要がある場合は，後見人の責任で，本人に損害を与えないよう，処分の必要性，他の安全な方法の有無，本人の財産の額などを検討して，必要最小限の範囲で行ってください。

後見人は本人の財産を適正に管理する必要がありますので，財産を処分することはあまり望ましいこととはいえません。

しかしながら，種々の理由で，本人の財産を処分する必要性が生じることもあるでしょう。その場合は，後見人が，本人を代理して，本人の財産を処分することができます。後見人は，自己の責任において本人の財産を処分しますが，処分に当たっては，その必要性，より安全な他の方法の有無，本人の現在の財産額などを考慮して，本人に損害を与えないように注意する必要があります。万が一本人に損害が生じた場合には，後見人に賠償責任が生じる可能性があります（**Q3**を参照してください。）。したがって，重要な財産を処分する場合は，事前に，家庭裁判所又は後見監督人に相談してください。その場合，事情によっては，処分しようとしている財産や処分の内容等について，家庭裁判所等に資料等を提出していただく場合もあります。

なお，本人の居住用不動産の処分については，家庭裁判所の許可が必要ですので注意してください（**Q10**を参照してください。）。



Q10 本人の居住用不動産の処分

本人の居住用不動産を処分（売却，賃貸，賃貸借の解除，抵当権の設定等）したいのですが，どうしたらよいでしょうか。

A 本人の居住用不動産を処分する必要がある場合は，事前に，家庭裁判所に「居住用不動産処分許可」の申立てをし，その許可を得る必要があります。

本人の居住用不動産とは，本人が所有権又は賃借権等を有する居住するための建物又はその敷地をいいます。これには，本人が現に住居として使用している場合に限らず，本人が現在は病院や施設に入所したりしているために居住していないが，将来居住する可能性がある場合，又は，過去に居住したことがある場合なども含みます。

精神上的の障害を負っている本人にとって，居住環境が変われば，その心身や生活に重大な影響が生じることになります。そこで，これらの処分については，特に慎重を期すため，家庭裁判所の事前の許可を得なければならぬとされています。したがって，このような場合，後見人は，家庭裁判所に，居住用不動産の処分許可の申立てをしなければなりません。

「処分」には，売却，賃貸，賃貸借の解除，抵当権の設定のほか，使用貸借，譲渡担保権・仮登記担保権の設定，取壊し等が含まれます。

なお，後見人が，家庭裁判所の許可を得ないで本人の居住用不動産を処分した場合は，その処分行為は無効になります。



Q11 後見事務報告について(定期報告)

家庭裁判所への後見事務報告はどのようにすればよいでしょうか。

A 毎年定められた報告期限までに、後見人は、後見等事務報告書、財産目録及び資料を提出してください。家庭裁判所から書類提出を依頼する連絡書面等は送付しませんので、十分ご注意ください。なお、後見監督人が選任されている場合には、後見監督人の指示に従ってください。

後見監督（Q2を参照してください。）は、後見人に本人の生活状況と財産の管理状況を報告していただくことから始まります。

家庭裁判所は提出された報告書の内容を検討し、問題がなければ監督は終了しますが、場合によっては、資料の追加提出を求めたり、家庭裁判所までお越しいただくこともあります。

作成する書面、報告すべき内容及び添付資料は、「別冊 成年後見人Q&A～書式と記載例～」のとおりです。

Q12 本人と利益が相反する場合

後見人は本人と兄弟姉妹ですが、亡くなった父の遺産分割協議はどのようにすればよいでしょうか。

また、後見人が銀行からお金を借り入れるために本人の不動産に抵当権を設定したいのですが、どうすればよいでしょうか。

A いずれの場合も家庭裁判所に「特別代理人選任」の申立てをしなければなりません。これにより選任された特別代理人が、代理行為を行います。ただし、すでに後見監督人が選任されている場合には、同人がこれを行いますので、特別代理人選任の申立てをする必要はありません。

後見人は本人の財産を管理するために、財産行為に関する包括的な代理権を与えられています。しかし、後見人と本人の利益が相反する行為の場合（後見人と本人との間で利害対立が生じる場合）には、公正な代理権の行使を期待することができないので、本人の利益を保護するため、その行為についてのみ家庭裁判所の選任した特別代理人が代理権を行使しなければならないことになっています。ただし、後見監督人が選任されている場合には、同人がこれらの行為を行うこととされていますので、特別代理人は不要です。

上記質問にあるような、後見人と本人が共同相続人である場合の遺産分割や、後見人の債務を担保するために本人の不動産に抵当権を設定することは、後見人と本人の利益が相反する行為になりますから、特別代理人の選任が必要です。もっとも、特別代理人を選任しさえすればどのような処分でも許されるというわけではありません。特別代理人は、例えば、遺産分割の場合は、本人の取得分が法定相続分を下回らないようにするなど、本人の利益を十分守るように行動していただきます。

手続としては、後見人（又は利害関係人）から家庭裁判所に特別代理人の選任の審判を申し立てていただくこととなります。家庭裁判所は利益が相反する行為の具体的な内容等を考慮して、本人と利益が相反せず、本人のため公正に代理権を行使できる方を特別代理人として選任します。

Q13 後見人の報酬

後見人に報酬はないのでしょうか。

A 申立てにより、家庭裁判所の審判で、本人の財産から報酬を受け取ることができます。

後見人は、その事務の内容に応じて、本人の財産の中から報酬を受け取ることができます。その場合には、後見人から家庭裁判所に対し「報酬付与の審判」の申立てをしていただかなければなりません。家庭裁判所は、後見人として働いた期間、後見人の行った事務の内容などを考慮して、後見人に報酬を付与するのが相当かどうか、相当である場合には報酬の額をいくらとすべきかを決定します。したがって、後見等事務報告時、後見人辞任の時、後見終了の時など、一定の職務を行った後に請求していただくこととなります。

後見人は、家庭裁判所から報酬を付与する旨の審判がされた後、認められた額だけを本人の財産から受け取ることができます。したがって、後見人は、このような手続を経ずに自らの判断で本人の財産から報酬を受け取ることにはできません。

Q14 後見人の辞任

高齢や病気のため、後見人の仕事をするのが困難になった場合は、どうすればよいのでしょうか。

A 正当な事由がある場合は、家庭裁判所の許可を得て後見人を辞任することができます。

後見人は本人の保護のため、家庭裁判所から適任者と認められて選任されたわけですから、自由に辞任できることにすると、本人の利益を害するおそれがあります。そこで、後見人は、正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、辞任することができるとされています。

「正当な事由」があると認められる例としては、後見人の職業上の必要から遠隔地に転居しなければならなくなった場合や、高齢や病気などの理由により後見人としての職務の遂行に支障が生じた場合などが考えられます。

また、後見人が辞任した場合には、ほかに後見人がいる場合を除いて、速やかに次の後見人を選ばなければなりません。そこで、辞任の申立てをした後見人は、遅滞なく後見人選任の申立てをしなければならないとされています。本人の保護に支障が生じないように、辞任許可の申立てと同時に後見人選任の申立てをしてください。

なお、後見人が破産手続開始の決定を受けたり、後見人、後見人の配偶者（妻・夫）、後見人の直系親族（父母・子・祖父母・孫など）が本人に対して訴訟を起こしたりした場合には、後見人を務めることができなくなりますので、必ず家庭裁判所に連絡してください。

Q15 後見終了時等にしなければならないこと

本人が死亡したり，後見人を辞めたりしたときは，どうすればよいでしょうか。

A 本人が死亡した場合には，本人死亡の事実を家庭裁判所に報告し，2か月以内に管理の計算をして，本人の相続人に対し，管理財産を引き継がなければなりません。また，後見人を辞めた場合には，任務が終了したときから2か月以内に管理の計算をして家庭裁判所に報告し，新しい後見人に対し，管理財産を引き継がなければなりません。

1 本人死亡の場合

(1) 本人死亡の場合には，後見自体が終了することになります。

まず，家庭裁判所に，死亡診断書のコピー又は除籍謄本を提出して，本人が死亡したことを報告してください。そして，死亡から2か月以内に管理していた財産の収支を計算し，管理財産を本人の相続人に引き継がなければなりません。後見人が本人の相続人でない場合には，裁判所に引継書を提出する必要があります。

(2) 本人死亡の場合には，後見人が，東京法務局後見登録課に後見終了登記の申請をしなければなりません。その方法や，必要書類などについては，東京法務局後見登録課にお問い合わせください（「連絡先一覧」を参照してください。）。

2 後見人の辞任・解任の場合

(1) 後見人を辞任したり，解任されたりした場合には，後見人としての任務は終了することになりますが，最後の仕事として，2か月以内に管理していた財産の収支を計算し，その現状を明らかにして家庭裁判所に報告し，管理していた財産を新しい後見人に引き継がなければなりません。

(2) 辞任の審判が効力を発生し，もしくは解任の審判が確定した後，家庭裁判所から東京法務局後見登録課に登記の嘱託をします。

Q16 後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金について

後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金とはどのような仕組みですか。

A 後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金とは、ご本人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託したり、特別な預貯金口座に預け入れる仕組みのことで、後見制度支援信託や後見制度支援預貯金を利用すると、払戻しや解約する際にはあらかじめ家庭裁判所が発行する指示書が必要になります。

1 後見制度支援信託は、後見制度による支援を受ける方の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みのことで、信託財産は元本が保証され、預金保険制度の保護対象にもなります。具体的には元本補てんの特約がありますので、仮に、運用によって元本に欠損が生じた場合には元本全額が補てんされます。運用によって元本に欠損が生じ、かつ、信託銀行等が破綻して補てんする資力を有しない場合には、預金保険制度により、元本1000万円と破綻日までの分配金が保証されます。後見制度支援信託は本人の財産が適切に保護されるようにするための方法の一つであり、新しく法律で定められたものではありませんが、前橋家庭裁判所管内では、本人の流動資産が一定額あるときや多額の金銭を受け取る予定があるときなどは、後見制度支援信託の利用検討対象としています。もっとも、利用を希望されない場合には、本人の財産を適切に管理するために、裁判官の判断により、後見監督人等が選任されることがあります。

2 信託契約を締結するに当たっては、弁護士・司法書士等の専門職がその知識や経験に基づいて、後見制度支援信託の利用の適否の判断、利用する信託銀行等の選択、信託財産や定期交付金額の設定等をする必要がありますので、専門職後見人が信託契約を締結することとしています。したがって、通常、信託契約の締結に関与した専門職後見人に対する報酬と信託銀行等に対する管理報酬が必要となり、いずれも本人の財

産から支出することになります。専門職後見人に対する報酬は、家庭裁判所が、専門職後見人が行った仕事の内容等いろいろな事情を考慮して決めます。なお、専門職後見人は、信託契約締結後、関与の必要がなくなれば、後見人辞任許可の申立てを行うのが一般的です。

- 3 信託契約締結後、本人に多額の支出が必要になって、後見人が手元で管理している金銭だけでは足りないという事態が生じた場合、あるいは生じることが予想される場合には家庭裁判所に必要な金額とその理由を記載した報告書を裏付け資料とともに提出してください。家庭裁判所は、報告書の内容に問題ないと判断すれば指示書を発行しますので、それを信託銀行等に提出し、必要な金銭を信託財産から払い戻してください。また、本人の収支状況の変更により信託財産から定期的を送金される金額を変更したい場合や、事情により信託契約を解約する必要がある場合についても、家庭裁判所に報告書を裏付け資料とともに提出して指示書の発行を受ける必要があります。

- 4 後見制度支援預貯金も、後見制度支援信託と同じように、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭のみを手元で管理し、通常使用しない金銭を特別な預貯金口座に預け入れる仕組みです。そのため、払戻しや解約の手続を行う場合には、家庭裁判所の発行する指示書が必要となります。

取り扱っている金融機関については、別途、担当者からご案内しますので、利用しやすい金融機関を選択してください。

また、後見制度支援預貯金を利用する場合には、後見人が自ら手続きを行っていただく場合があります。その場合には、家庭裁判所からの指示に従って手続きを行ってください。

連絡先一覧

裁判所

前橋家庭裁判所

〒371-8531 前橋市大手町3-1-34 TEL027-231-4275

前橋家庭裁判所高崎支部

〒370-8531 高崎市高松町26-2 TEL027-322-3622

前橋家庭裁判所太田支部

〒373-8531 太田市浜町17-5 TEL0276-45-7795

前橋家庭裁判所桐生支部

〒376-8531 桐生市相生町2-371-5 TEL0277-53-2391

前橋家庭裁判所沼田支部

〒378-0045 沼田市材木町甲150 TEL0278-22-2709

前橋家庭裁判所中之条出張所

〒377-0424 吾妻郡中之条町大字中之条町719-2 TEL0279-75-2138

法務局

東京法務局 民事行政部 後見登録課

〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎
TEL03-5213-1360 (ダイヤルイン)

※ 郵送で申請できるのは、東京法務局だけです。

前橋地方法務局 戸籍課

〒371-8535 前橋市大手町2丁目3-1 前橋地方合同庁舎4階
TEL027-221-4420